

# 松阪市委託事業 利用料金一覧表

## 生きがい活動支援通所サービス

### 要介護認定において自立と判断された方

			金額
	利用料	1回につき	300
	入浴料	1回につき	300
	おやつ	1食につき	100
	飲み物代	1杯につき	60

単位/円

※週1回、3時間程度のご利用となります。自立の方が対象ですので、基本的に自主来苑となります。

## 高齢者自立支援ホームヘルプサービス

### 要介護認定において自立と判断された方

	利用時間		金額
	30分から1時間まで	1回につき	310

※週1回・1時間まで利用できます

単位/円

※平日のみ利用できます。

## 生活管理指導短期宿泊サービス

### 要介護認定において自立と判断された方

			金額
	利用料	一日あたり	1750

単位/円

※利用料には、施設利用料、食事代、入浴代を含みます。

※上記は要介護認定において自立と判断された方の利用料金になります。認定の結果、自立で無い場合、介護保険のサービス利用となります。

※利用される場合は、まず「松阪市高齢者在宅福祉サービス利用登録申請書」を松阪市役所に提出してください。市より利用の決定依頼があってから、それに基づいてサービスを提供します。

※詳細はお問い合わせください。